

受付No.	
-------	--

一般廃棄物搬入申請書（随時一津久井クリーンセンター）

相模原市長 あて			令和 年 月 日		
申請者 住所 相模原市 区					
搬入者氏名					
電話番号 ()					
法人（事業所）名			代表者氏名		
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号)					
相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）第19条の規定により、次のとおり申請します。					
1 廃棄物の発生場所		相模原市 区			
※申請者の住所と同一の場合は記入不要です。		廃棄物の占有者 電話番号 ()			
2 廃棄物の発生要因		☐ 引越し ☐ 片付け ☐ 事業活動 ☐ その他 () ☐ 家庭系臨時ごみ（許可業者のみ）			
3 廃棄物の種類	(1) 家庭系廃棄物	ア 燃やさないごみ(一般ごみ)	☐ 台所ごみ ☐ 剪定枝・草 ☐ 雑芥 ☐ その他 ()		
		イ 資源	☐ びん類 ☐ かん類 ☐ 金物類 ☐ 紙類 ☐ 布類 ☐ 蛍光管 ☐ 使用済み食用油 ☐ 小型家電 ☐ パソコン・モニター ☐ ペットボトル ☐ プラ製容器包装 ☐ 製品プラスチック		
		ウ 粗大ごみ	自転車 (台) (☐ スプリング付きベッドマットレス 個) ※2,900 円/個を加算		
		エ 有害ごみ	☐ 電池類 ☐ プラスチック製ライター ☐ 水銀計		
		オ 特定家庭用機器	☐ テレビ (個) ☐ エアコン (個) ☐ 洗濯機 (個) ☐ 冷蔵庫・冷凍庫 (個) ☐ 衣類乾燥機 (個)		
	(2) 事業系一般廃棄物		☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 動植物性残さ ☐ 繊維くず ☐ 剪定枝・草 ☐ その他 ()		
	(3) 動物の死体		☐ 飼育 ☐ 路上 種類: ☐ 犬 ☐ 猫 ☐ その他 ()		
4 申請者の職業		☐ 建設業 ☐ 不動産業 ☐ 運送業 ☐ 造園業 ☐ 製造業（種類: ） ☐ 小売業（種類: ） ☐ 一般廃棄物収集運搬業（許可番号 相許可第 号） ☐ その他 ()			
5 搬入の期日		☐ 搬入申請日と同日 ☐ 搬入申請日以外（令和 年 月 日）			

※津久井クリーンセンターへのごみの搬入は市内の家庭及び事業所から出され、自ら又は収集運搬の許可を受けた業者が持ち込むごみに限ります。運転免許証等で本人・住所確認をする場合があります。

※ごみの重量は津久井クリーンセンターで計量した数量となります。また、計算方法は車両からごみを降ろす前と降ろした後、備え付けの計量器で2度車両を計量（10キログラム単位）し、その重量の差としていますので、ご自身が計量した数値と異なる場合があります。

※粗大ごみの種類を確認するため、粗大ごみを降ろした後に切り込み等を入れる場合があります。

※家庭系臨時ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬許可（家庭系臨時ごみ）が必要です。事業系一般廃棄物等の収集運搬許可では受付できません。また、管理人や解体業者等から収集運搬を委託されている場合は、申請書に記載の「廃棄物の占有者」からの委任状が必要です。

※動物の死体は、1体につき手数料がかかります。なお、持込みできるのは、20キログラム以下の小動物です。また、焼却灰等の返却はできません。

	一般ごみ	事業系ごみ	粗大ごみ	マットレス	動物の死体
カードNo.					
整理番号					
搬入量	kg	kg	kg	個	体
手数料	円	円	円	円	円
特定家庭用機器			個	円	